

令和４年度第３回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(１) 市民活動推進補助制度の見直しについて（審議事項） (２) その他
日時	令和４年７月２５日（月）　１４時００分から１５時３０分
場所	市役所本庁舎２階　えぼし１・２
出席者氏名	雫石剛　船山福憲　海野誠 事務局４名（市民自治推進課） 三浦課長、小西課長補佐、服部主任、柿澤主任 （ＷＥＢ会議により出席） 大畑朋子　坂田美保子　市川歩　加賀妻英樹　原田晃樹 山田修嗣
欠席者	町田有紀　菅野敦
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者数	０名

○事務局

本日はご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。新型コロナの対策として、オンライン会議とさせていただきます。

本日、会場には3名の委員さまにお越しいただいておりますが、審議会の開催にあたっては、消毒液の設置や換気等に取り組んでございます。

本日会場にいらっしゃる皆さまにおかれましても、咳エチケット等のご協力いただきますようによりしくお願いいたします。

また万が一、本委員会で、新型コロナウイルスの感染者が確認された場合には、皆さまのご連絡先等の情報を保健所に提供させていただくことがございますので、あらかじめご承知おきいただきますようよりしくお願いいたします。本日の会議ですけれども、傍聴の希望者はいらっしゃいません。

それでは、開催に先立ちまして、令和4年7月1日より、委員の変更がございました。新たに就任されました雫石委員です。どうぞよりしくお願いいたします。

雫石委員におかれましては、貴島委員に代わって、まちぢから協議会連絡会の推薦で委員に就任いただいております。

また、本日の会議につきましては、町田委員、菅野委員より欠席のご連絡をいただいております。9名の委員にお集まりいただきましたので、茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則第5号第2項で規定する委員会開催のための定数を満たしていることをご報告させていただきます。

次に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

事前に皆さまに送付しているものでございます。お手元でご確認いただければと思います。よりしくお願いいたします。

まず、令和4年度第3回茅ヶ崎市市民活動推進委員会の次第でございます。資料1といたしまして、市民活動推進補助制度の見直しについて。資料2といたしまして、市民活動推進補助制度による補助状況（ステップアップ支援のみ）。資料3といたしまして、令和5年度実施市民活動推進補助事業採択までのスケジュール。参考資料1としまして、市民活動げんき基金積立一覧。参考資料2といたしまして、県内他市の類似制度一覧、（政令市は除く）という、次第を含めて全部で6つの資料となります。お手元でございますでしょうか。

それではここから委員長に開会の宣言をお願いしたいと思います。よりをお願いいたします。

○山田委員長

皆さまこんにちは。これより、第3回市民活動推進委員会を始めたいと思います。オンラインと、それから市役所で参加をしてくださっている方がそれぞれいるということで

す。上手く発言が繋がらなかったり、または重なってしまったりというところがあるかもしれない。その辺りは無理に譲らないで、自分が喋りたいことを喋って下さい。それぞれの議論が盛り上がっていくようご協力くだされば大変ありがたいと思います。

それでは本日の参加状況を確認いたします。町田委員と、菅野委員のお2人が欠席と聞いています。それ以外の方を順番に、お名前を呼びますので、返事をしていただければと思います。

○大畑委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○坂田委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○市川委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○加賀妻委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○船山委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○雫石委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○海野委員

はい。

よろしくお願いいたします。

○原田委員

はい。

よろしく願いいたします。

○山田委員長

委員の皆さま、ありがとうございました。それでは本日の委員会の流れです。資料が多く、冒頭に説明がありました通り、市民活動推進補助制度の見直しの議論を本格化していくという段階になります。その内容について、かなり大きな課題ですけれども、継続的に議論をしていこうと思っております。

それから、その他連絡事項等がありましたら、報告をいただくということで、進めてまいりたいと思います。

まず、議題の1番目、市民活動推進補助制度の見直しについて（審議事項）です。こちらについては、事前に事務局と打合せをさせていただきましたところ、今日の委員会ですべてを決めるということではなく、現状の補助制度に対する感想やご意見、それから、将来の見通し、変更点などについて、皆さまのご意見などをもとに議論をして参りたいと思います。

それでは、こちらの資料について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。ありがとうございます。それでは資料に沿って、こちらからご説明いたします。

議題（1）市民活動推進補助制度の見直しについて、ご説明させていただきます。見直しのスケジュールは後程改めてご説明させていただきますが、本日は、先ほど山田委員長からもお話いただきましたとおり、現在、市で考えている見直しの考え方についてご説明させていただきます、委員の皆さまからご意見をいただく場とさせていただきたいと考えております。いただきましたご意見を踏まえて、事務局で募集要項の案を作成いたしまして、次回以降の委員会で確認をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

では1つ目、見直しの背景についてですが、この制度は平成17年度から実施している制度でありまして、これまで約170の事業に対し財政的支援をして参りました。また、これまでも複数回の見直しをしてきた経緯がございます。

本制度につきましては、刻々と変化する市民活動を取り巻く状況を踏まえ、見直しを行っていく必要があるものと認識しており、昨年度改定しました協働のガイドラインの検討過程においても、協働も含めた市民活動全般に対する市の施策の推進について、ご意見をいただいたところです。

またこれまでも、本委員会でご報告して参りましたが、補助金の原資となる市民活動推進基金の残高が年々減少してきていることもあり、このままでは制度の維持継続が困難となる見込みともなっております。この2点から、制度の見直しというものが必要と判断しております。

なお、現状の市民活動推進基金の残高に関しましては、当初、1500万円を積立てて始まりましたが、現状として約1000万円を残しているような状態となっております。

これまで自粛していた活動等についての申請も見込まれますので、今後さらに残高が減少していく可能性も考えられます。こういったことも含めまして、見直しを進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、現制度への課題及び指摘事項についてご説明させていただきます。まず1つ目として、連続して補助の申請がある場合、前年度の実績報告より先に次年度の補助の決定をしてしまうため、実績報告書の今後の展望であったり、実施報告会の中での委員の皆さまからの指摘、評価コメントを次年度の事業に反映することがなかなか難しいというようなご意見をいただいております。

2点目といたしまして、特に、ステップアップ支援につきまして、補助率が高く、団体の資金確保面での工夫が見えにくく、団体活動の継続性等の審査が難しいと感じられることがあります。

これは特に補助が2回目3回目の団体につきまして、団体としては、最大限補助制度を活かそうと高い補助率での申請をいただくのですが、結果として、自立に向けた資金確保や自己資金の状況が見えにくいというものでございます。

3点目といたしまして、事業性の高い、またはすでに十分自立しており、自前の資金でも十分新しい事業にチャレンジできる団体に対しても補助をしているというものでございます。

本制度は、もう一歩進みたい、新しく事業を始めたいというときの、支援を想定しているのに対して実際の補助の内容が少し制度の目指しているところと違っているのではないかとこのところのご指摘でございます。

次に4点目としまして、企画書類の量が極端に多く、通読の負担が大きいことが挙げられます。また、実際にどういう部分で補助してもらいたいのかという申請内容が掴みづらい場合があるというご意見もいただいたことがございます。

続いて5点目。制度の見直しについて上限額の引き下げありきではなく、企画事業に対して適正な費用であるかという視点での審査が必要であるということで、ご意見いただいたことがございます。

また6点目としまして、審査の視点について、継続性や地域性、公益性、また配点が10点の項目を中心に、総合的に配点について見直すべきではないかと意見をいただいたことがあります。

以上がこの数年の間にいただいた課題及び指摘事項であると事務局としては整理をさせ

ていただきました。

それを踏まえまして見直しの方向性についてですが、見直しの背景でもご説明しました通り、市民活動全般に対する支援のあり方を考える必要があるから、本制度の位置付けから、再度、整理をさせていただいて、必要な調整を行いたいと考えております。

ここからが具体的な見直しの内容になります。

まず本制度の位置付けについてですが、現状の制度と同様に、市民活動団体の活動の初期及び中期をメインターゲットとして、市民活動団体の実施する事業への支援、つまり事業費支援を通した当該団体の成長を支援し団体の自立や活動のさらなる展開による地域課題の解決というものを推進することといたしました。

近年の茅ヶ崎市の市民活動については、比較的小規模かつ課題解決後に解散をするなど、以前と異なった形態も見られることから、スタート支援のハードルを下げて様々な活動を支援するという考え方を検討させていただきました。

しかしながら、市としましては基金の財源が寄付金や市の積立金という観点から、補助後も地域での活躍をしていただける継続性のある活動を支援するという、現在の考え方を継続していきたいと考えております。

次に具体的な見直しの内容となります。

課題、指摘事項でご説明しました通り、前年度の課題や改善点を反映できないまま次年度の事業が申請されるということ为防止するため、事業実施後における指摘事項に対するフォローアップ等について、市とサポセンでフォローアップをする期間を設けたいと考えているところです。

これに伴いまして、連続での申請を認めないということを想定しております。仮にもしこの案をそのまま実施するということになりましたら、施行は令和5年度実施事業の団体から適用することとしたいと思います。つまり、現在ステップアップ支援やスタート支援を受けている団体さまは、令和5年度事業の申請をすることができますが、令和5年度に申請をして実際に補助を受けた団体に対しては、令和6年度は、市とサポセンからのフォローアップ期間としまして、連続での申請を受け付けないような形を想定させていただいております。

続いて、2点目ですが、ステップアップ支援枠での補助率の段階的な引き下げを考えております。

先ほどもご説明させていただいた通り、複数年補助を行う団体には自立を意識していただきたいという考えから、ステップアップ支援枠での補助率を80%、70%、60%と引き下げたいと考えております。

なお、補助率の引き下げの影響については資料2をご覧ください。

資料2は、平成24年度から令和3年度までの10年間のステップアップ支援の補助実績を記載したものととなります。記載しております通りですが、平均補助率は65%、中央値で表すと73%というのが現在の補助実績となっております。このことから今回の見直しに伴

う極端な影響というものはあまりないと考えております。

続いて3点目になりますが、またこれに伴いましてステップアップ支援枠での補助限度額が60万円の場合は、現在の制度よりも自己資金を多く持っている団体でなければ、補助限度額までの申請が困難となります。このことから補助限度額を50万円に引き下げ、申請できる事業の規模を抑制したいと考えております。現時点での平均の補助の申請額は約36万円となっております。また中央値は約31万円となっており、こちらも補助限度額を50万円に引き下げたことに伴う極端な影響はないものと考えております。

次に、4点目になります。評価の方法についてですが、評価の方法について全般的に申し上げますと、項目が8つあり非常に多く、委員の皆さまへの負担が大きいと認識しております。そこで、次の通り、選考の視点を見直したいと考えております。

まず、公益性と地域性についてですが、公益性は、その事業が公益的であるかどうか。地域性については、その事業が市内でのニーズに適しているか、地域に合った事業であるかという視点になりますので、少し異なる視点となりますが、公益性の視点の中にニーズの要素を追加することで、公益性に統合したいと考えております。これに伴いまして地域性という

視点は削除させていただきたいと考えております。次に、先駆性についてですが、先駆性は加点要素となる一方、先駆的な事業でなくとも市内の課題解決に資するものについては、補助をするべきではないかと考えております。

そこで、事業実現性に、その事業実現に向けた工夫などの視点を追加し統合できないかと考えております。工夫のところを、資料の中では創意工夫という形で表記をさせていただきました。

最後に3点目の継続性についてですが、ステップアップ支援の補助率を段階的に引き下げることで、自己資金の確保の考え方を可視化できること、また自立性や事業実現性の項目でも、継続性の評価ができると判断できますので、継続性という項目を削除したいと考えております。

次に点数の考え方となります。

この点につきましては、これまでの皆さまからの意見というよりは、市からの新たな提案という形になります。

スタート支援、ステップアップ支援ともに公益性のみの平均が満点の6割を下回る場合は、補助の対象外とすることを考えております。これは、市の補助金という観点から公益性は非常に重要な要素であると考えておりまして、この視点が低いものにつきましては、他の評価が高くても、補助対象事業としないことを提案するものとなります。

次に公益性、発展性、費用の妥当性について、これまでスタート支援、ステップアップ支援ともに、10点満点で採点をお願いしておりました。しかしながら10段階での評価では基準の設定が非常に難しく、他の項目に合わせて5段階評価にしてもいいのではないかと考え、今回、公益性、発展性、費用の妥当性をそれぞれ各5点に変更することを提案させ

ていただきます。

一方で先ほどもご説明させていただいた通り、公益性、こちらはウエイトを高くしたいなと考えておりますので、集計時に、点数を二倍にすることによって、点数としてはこれまでと同じ 10 点満点という形で評価できないかなと考えております。

以上をまとめた表を掲載させていただきました。

左側が現状、右側が見直し案という形になっておりまして、スタート支援につきましては、選考の視点に関する変更点はありませんが、点数につきましては、見直し後は公益性のみが、5 点×2 で 10 点満点。発展性と費用の妥当性が 5 点ずつで、点数が今までより 10 点下がって 20 点満点での評価となります。

続きましてステップアップ支援ですが、補助の回数については変更ありませんが、補助率が 2 回目以降 7 割、3 回目以降 6 割という形で 1 割ずつ減っていく形となります。また補助限度額につきましても、こちらは 1 回目 2 回目 3 回目共通で 50 万円を想定しております。

また先ほどご説明させていただいた通り、評価の視点について、地域性、先駆性、継続性の 3 つを削らせていただきまして、評価の視点は 5 つとなっております。公益性のみ、5 点×2 倍で 10 点満点。その他、発展性、費用の妥当性、事業実現性、自立性を 5 点満点としまして、点数が 20 点減りまして 30 点満点での評価を検討しております。

最後に企画書の枚数と掲載必要の事項についてです。現在、企画書については様式のみを定め、枚数の指定はしておりません。このため、課題、指摘事項のところでご説明いたしましたが、事業の要点が掴みにくいということが、挙げられておりました。

そこで今後は、団体の概要書は 1 枚、事業計画書は 3 枚までという形で制限を設けたいと考えております。また企画書に記載する事項を明確化し、事業の要点を押さえた企画書となるよう、事例集や、記載例の見直しを行って参りたいと考えております。特にステップアップ支援については、具体的にどういうステップアップをしたいと考えているのか。またこれまでに、当制度の補助を受けたことがある団体については、その時の指摘事項についてどのように対応したのか、対応しようと思っているのかというところを記載してもらうことを必須としたいと考えております。

最後に 6 番のその他検討事項についてです。こちらは申請団体とのやりとりの中で、本制度の考え方を整理すべきと判断した事項について掲載をさせていただいております。まず 1 点目、ノート PC やタブレットの購入についてです。

近年ノートパソコンやタブレットの購入についてご質問いただくことが増えております。これまでは本補助金では運営費に該当する経費を認めないこと、また、ノート PC やタブレットは使用可能な用途が非常に多く、個人利用も容易であることから、事業に直接かつ必須であると判断できないとして、事務局で補助の対象ではないという判断をして参りました。

一方で、近年ではコロナ禍の影響もあり、リモートに関する事業の企画も増えております。

市としても、デジタル化の推進を図っている中で一律にノート PC やタブレットを補助の対象としないことについて、一度見直しの機会が必要かと判断いたしました。

現状の市の考え方としては資料の通りではございますが、ノート PC もしくはタブレットの購入が事業の遂行上必須であり、それなしでは事業を実施できないと認められるときに限り、補助対象と認めることとし、申請の際には必要な機能やスペック等を記載し、購入予定の機種が事業遂行上、最低限必要な基準を満たしているかどうかということをお示しいただいた上で、委員の皆さまからの事前質問や公開プレゼンテーションやヒアリングの場において審議をしていただいて、その必要性を判断していただくことを考えております。

次に人件費について、こちらも資料の通りとなりますが、先ほどもご説明しております通り、本制度は運営費の支出を認めていないということから、引き続き対象外として、整理をさせていただければと考えております。

最後に、活動場所の賃借料についてです。

賃借料についてはこれまでも補助対象経費としてきていたところで、近年では居場所づくりや農地を活用した活動の申請が出てきておりまして、一定期間や通年にわたって場所を借りる事業の相談をいただいております。この際の考え方について、再度整理をしたいと思うのですが、市の案としましては事業実施日についてのみ日割りで認めるという考え方を想定しております。

また、臨時で借りる空き家の場合ですが、空き家の賃借料については事務所機能を有する場合は、運営に関する経費と判断できますので、補助対象としないことを想定しておりまして、事務所機能がない場合については、事業実施日についてのみ日割りで認めるという形を考えております。その際、光熱水費について補助対象となるのかという判断が必要となった場合には、申請事業内で使用したものと確実に証明できる証拠、領収書等を提出できる場合のみ認めるという形を考えております。

今回、この審議会の中で、共有させていただいた事例はこの3点のみですが、今後も団体からの相談に応じまして、委員の皆さまと事前に補助対象とすべきか、するべきではないかの認識の共有を図っていきたいと考えております。

もし委員の皆さまの中で、この経費についての考え方はどうなっているのかというようなご質問がありましたら、検討して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここまでで一度説明を区切らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○零石委員

質問よろしいでしょうか。

初めに説明があった市民活動げんき基金の残高や補助金額について、平成16年度に

1500 万円でスタートして平成 26 年度の年度末残高が約 1000 万円ということで 500 万円マイナスになっておりますが、そこから令和 3 年度まで 1000 万前後で、増えていないように思います。初めて委員会に参加しますので、こういう質問になりますが、補助金額を 60 万から 50 万に下げるといというのは、具体的にどういう理由なのでしょうか。

○事務局

ここ近年では大体 1000 万円あたりで推移しております。

この表で言うと寄付金のところと市の積立というところが原則同じ金額でずっと推移してきているかと思います。この理由としましては、寄付いただいた額と同額を市が積み立てるということで、今まで続けてきて参りました。しかし、コロナ等の影響もありまして、この市の積み立てにつきまして令和 4 年度から一旦休止をさせていただいております。

市民自治推進課としては早期の復活を目指しているところですが、このままですと積み立てが今までの半分になってしまうということもありまして、コロナ禍の影響の度合いによっては、しばらくの間、残高が減少しやすい状況になると考えております。

また、令和 4 年度の市民活動推進補助事業として約 280 万円を支出する予定となっておりますので、その分も加味すると、実質、残高は 700 万強というような形です。それと、各年度の補助総額を 300 万円までというような形で、運用しておりました。そのあたりについては、制度の中身を議論していただいた後に、300 万円がいいのか、もう少し落とすのかご意見をいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○零石委員

わかりました。

○原田委員

よろしいでしょうか。先ほどの寄附の件ですが、要は、人件費などに対して事業に対する直接経費は出すけど、間接的な経費は出さないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

その通りでございます。

○原田委員

わかりました。

○海野委員

現在のげんき基金の積立状況ですが、この一覧表と、令和4年5月22日の委員会で配られてる報告書冊子の5ページにある数字と若干数字が違いますが、これははどのような状況なのでしょうか。

○事務局

金額の確定のタイミングが年度で確定しているものと、その都度のタイミングで確定して公表しているものがありまして、そこで半年程度差が出る場合がありますので、その部分の差となります。

○海野委員

そうすると、5月の時にいただいたときにはまだ30万弱ぐらいの寄付金だったのが、最終的に83万になってるということで良いのでしょうか。

○事務局

そうですね。その部分が増えているというような形になります。
そしてその差額については、令和4年度に積み立てる部分に回ったりしますので、少しわかりにくくて申し訳ありませんが、そういった部分で差額が出ているというような形になります。

○海野委員

令和4年3月31日現在という両方の資料の中では、数字が一致するのかなと思いましたが、そういうことではないんですね。

○事務局

寄付金を積み立てる年度が市の会計予算の関係で、どうしても3月31日にもらった寄付をその年度に積み立てることができなくて半年分を翌年度に積み立てるような事務処理をしておりますので、その辺りで少し差が出てきてしまうような形になります。

○海野委員

わかりました。

○山田委員長

それではほかに資料についてのご質問が出ていますので、そちらを聞いていただければと思いますがいかがでしょうか。

○坂田委員

よろしくお願いいたします。

制度の見直しについて、企画書の量については多分私の発言だと思うんですが、どちらかというと負担が大きいというよりも、団体の活動のPRですとか目的を書かれている団体が多くて、いわゆる申請書に書く内容をしっかり精査した形が望ましいのではないかと考えての発言になってますので、その辺をご考慮いただければと思いました。

それからもう1つありまして、5番の見直しの内容についてですが、事業実施後に指摘事項に対するフォローアップを市とサポセンで行うとありますが、これは具体的にどういうフォローアップを想定しているのか聞いてもよろしいでしょうか。

○事務局

現時点でいうと、団体や事業内容に応じた指摘事項に対して、個別にフォローアップをしていくという形になるかと思しますので、一律でこの形というのはなかなか言えないのかなと思っております。

またその内容につきましても、現在サポートセンターのスタッフの方と調整をさせていただいておりますが、どういう形でやっていけばいいのかというところを、今まさに詰めているところですので、もし何かこういった部分について、ご意見とかアドバイスをいただければ幸いです。

○坂田委員

やはり間に立つサポートセンターの役割というものはすごく重要だと思っていまして、その前の説明のところにありましたように、小規模の団体が多いとか或いは早期に解散してしまうというような団体をフォローアップしていく体制を市全体として考えていくというように私の方で読み取ったので、そういった意味ではフォローアップ体制というのが重要だと思っただけなので、私自身も一緒に学んでいきたいと思っておりますので、何か案があれば伺いたいと思ったところがございます。

○山田委員長

ありがとうございます。

他に質問ありますでしょうか。

○坂田委員

それからもう1点よろしいでしょうか。

6番のその他の検討事項の最後のQ&Aのアンサーの部分なんですけれども、光熱水費についても、領収書等で確認ができれば認めるということですが、これについて、私たちのひらつか市民活動センターの方でも、自宅を事務所機能にしている団体さんが多くありますので、そういった場合の費用の按分の仕方について非常にわかりにくい部分があります。ここではどういう計算方法で費用を算出するのか、何かあれば教えていただければと思います。また、これはあくまでも空き家が対象という光熱水費の考え方で判断してよろしいでしょうか。

○事務局

光熱水費については私たちも切り分けが非常に難しいと考えておりまして、坂田委員がおっしゃられたような自宅を事務所として使い事務所機能がある場合には、運営に関わる費用という形で、これまでみなしてきた経緯もありますので、その考え方を踏襲して、光熱水費についても補助の対象としないというような整理をできればと思っております。

多くの場合は、建物を1日借りた場合とか何日借りた場合、光熱水費を含んだ形での賃借料になるのかなという想定もしておりますので、そういった場合はあまりトラブルはないと思います。一方で、例えば水まきに使った水道料をどう計算するのかとなると、使った日によって水道の使用料が変わると思うので、例えばメーターを日付がわかるものと一緒に取っていただいて、メーターの進み具合で、事業に使った水道料や電気料をお支払いするというようなことも柔軟に対応していくような方法があるのではないかと現時点では考えております。説明は以上となります。

○坂田委員

そうなりますと、例えば水道料などの領収書が団体のもとの届くのが遅れた場合、3月末の決算締めとうまく突合ができるかどうかというのが非常に悩ましいなと思います。その部分はどうなさいますでしょうか。

○事務局

市の補助としては3月31日を超えてしまった請求書や領収書を、その当該年度の中で取り扱うことは非常に難しいので、3月分や場合によっては2月分などについて、その懸念を伝えた上で補助申請をするかどうかということ、団体と事前によく調整することや、領収書がこの時期まで出ませんというようなことがないように、記載例や注意事項に関するようなものを必要に応じて用意するなど、団体に適切に情報提供させていただいた

りするというような形になるかと思います。

○坂田委員

承知いたしました。

○山田委員長

他にご質問いかがでしょうか。

もしなければ、資料の順番に趣旨の確認をしていきたいと思います。まず1番は背景ですから、今までこの委員会の中でも議論をしてきた内容かと思います。2番から6番をご覧いただきまして、こうした考え方について、ご意見ですとか、或いは感想、印象でも結構ですので、もし何か感じるところがありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○坂田委員

全体的な部分に関しては問題ないと思いますが、少し団体さんの側に立った発言をさせていただきますと、2番の資金確保面での工夫、これは自己資金の確保ということになると思うのですが、設立間もない団体さんがスタートからステップに入っていくという場合に、1、2年でどの程度資金確保ができるかっていうことが運営上非常に悩ましい部分で、私どもも日々、自己資金の確保に関する講座やセミナーなどを行いながら、団体さんの相談に対応しておりますが、ここに対して工夫が見られないと言われるとがっかりしてしまうので、少しその辺の書き方をあまり逆撫でしない形で、変えていただけるとありがたいと思ってます。工夫はされると思いますが、なかなか困った人たちを支えるような当事者性が高い団体さんが多いとなると、本当に自己資金確保って難しいので、書き方については提案の中で少し考慮していただけるとうれしいかなと思いました。

○山田委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、3番についてはこれから必要な調整を行うので、ご異議ないと思います。4番に移ります。ここはいわゆる市民活動推進補助事業としてのあり方に関する部分です。こちらもご意見、ご感想がありましたらご指摘ください。いかがでしょうか。

そうしたら私から1つだけ。これは特に大きく変えてくださいということではありませんが、近年の市民活動の実態を見ると、とりわけ代替わりができるぐらいの団体であれば、まだ継続性があって良いかなと思います。ですが、なかなかそこまで大きくなくて、初期の心ある人の活動がそのまま形になって、そのまま収束してしまうところが見受けられます。初期から中期をメインターゲットとするという方針でしたが、かなり初期に引き続き手厚くサポートをしていただけると良いのではないかと考えています。団体の

成長というところも、地域課題の解決に繋がると思います。自分も各地の様々な小さい規模の市民活動の関係づくりでお話を伺っていると、例えば、初期の頃はこういう理念でやっていたのだけど、活動していたら2年目ぐらいからだんだん方向性が違うところが見えてきて、成長していくプロセスが初期の頃の方ではなくて、90度くらい角度が変わってしまうことがあるそうです。そして、もうこっちの新しい方向で活動しようと気が付きましたという場合があります。実は団体が成長すると、課題設定とか活動の方向性とか仲間づくりのあり方について、結構影響を受けて形を変えたり方向性を少しずつずらしたりして、うまく調整していくという例がかなり多いと思います。

ですから、そういう変化や変更に対して、うまく対応していけるような初期の活動のサポートになると思います。そのあたりをフォローアップでうまく拾っていただければ、この位置付けというのは上手く機能させることができると感じます。

やはり依然として貴重なげんき基金の積み立て資金を預かって、それを運用するという考え方からすれば、結果的に寄付をしてくださった市民の皆さまが市民活動を応援したいという思いが強いと思います。事業の方向性が変わったらあまり定着しないんじゃないか、継続しないんじゃないかということではなく、変化の中に実は成長があるかもしれないと感じます。その辺も上手くフォローしていただけるとありがたいと思います。

では5番の見直しの内容についてですがこちらもご意見ありましたら、お聞かせください。感想でも結構です。

それから、これは委員の皆さまと緩やかに同意を得ていきたいと思いますが、この見直しの内容の前提となっているところが、事務局は自治体ですので、茅ヶ崎で活動してくれるとか茅ヶ崎での課題を上手く解決してくれるところを基本的に考えたいということなのです。けれども、こちらについては、特にご異議なくお考えいただいて良いでしょうか。例えば、将来的にはもう全国規模のNGOに発展するということがあるかもしれませんし、そういう発展も見込める市民活動げんき基金であれば良いと思います。

もしも、何か茅ヶ崎に根付いた方向付けに関して、ご感想等なければ、事務局の提案通りに進めて行く形でいかがでしょうか。

○零石委員

2番の1ですが、要は令和5年度実施事業の団体から連続での申請を認めないということですね。令和5年度に申請して、例えば50万円の補助を受けた場合、令和6年度の補助は0円になるという解釈でしょうか。

○事務局

はい。この制度につきましては単年度での補助をさせてもらっていますので、例えば令和5年度にある事業をやりたいですということで申請をもらいますと、50万円をお支払い

して、令和6年度にまた次の事業をやりたいでとていうことであれば、令和5年の12月ぐらいに申請をいただいて、令和6年度もこれをやりますというような手続きを3回繰り返すことができる制度になっております。

一方で、その令和5年度に事業をやった結果、例えばうまく人が集まらなかったとか、うまく事業ができなかったとか、こういうやり方の方がよかったのかなということを整理する時間が、どうしても連続で事業をやっていく中では確保しにくいという状況があります。また団体も、事業をやることに必死になってしまうので、どうしても振り返るタイミングがなく、去年に課題だったことを改善できずにもう1回同じ方法でやってしまうという懸念が市の方ではあります。原則は一度申請していただいた事業をそのままやってくださいねというお願いになりますので、途中で大きく補助事業の内容を変更するというのが少し難しいところがあります。

市の提案としましては、1回補助をやりきったらそのあとに一度振り替える期間を設けて、その中で次回はこうした方が良いとか、この問題はこういう改善方法もあるかもしれないというようなところを、一度、立ちどまった上で、令和5年度に補助を受けた場合ですと、次は令和7年度に補助をもう1回受けてみませんかというようなご案内をしていくような形になるかと思えます。

一方で、これはサポートセンターの方からも言われているのですが、小規模な団体さんの活動が増えている中では、スピード感のようなことも大切にすべきではないかというようなご指摘は確かにいただいております。なかなか資金が確保できていない団体さんにとっては、令和5年度に補助を後に令和6年度補助なしでは事業が止まってしまうとか、何もできなくなってしまうということであれば、もう少しテンポよく、1年空けるのではなくて中間審査のようなものを行うことによって、翌年度に、その途中での反映まではした上で、次年度も補助を認めるというようなやり方もあるのではないかということはお話をいただいております。一応市の案としては今ご説明させていただいた通り、1年お休みというか振替期間を持ちたいなというようなご提案をさせていただいているところです。ただ、もうこれで決まりというものではなくて、委員の皆さまからのご意見を踏まえてもう一度考えたいと思っておりますので、いろいろとご意見いただければと思います。

○山田委員長

この部分の要点は、補助後に振り返り期間は設けますが、決してこの補助をした団体をほったらかしにするわけではないですよというのが一番の意図ですね。フォローアップの間に、事業の見直しですとか、場合によっては他に申請できるような助成金の情報ですとか、そういったようなところが市やサポセンと繋がっていれば、団体はいつでもそのような情報をキャッチすることができます。このように、お金だけではないサポートが続いていくというようなことを目指しているということでしょうか。

それから、2番目の内容は、もう十分団体の力があるのに、市の助成金を得るべきかど

うかということについて、市の提案ということになるでしょうか。他に、ご質問、ご意見等ありますか。

そうしたら、その次の6番です。こちらにも意見がかなり提案されていましたが、6番の内容についてご意見がありますでしょうか。ノートPCやタブレットの購入というのは、確かに申請は多いと思いますが、他の自治体ではどうなのでしょう。A3の参考資料2を見ていただくと、タブレットなどは不可とされていないような感じもしますが、どうでしょうか。

○坂田委員

平塚市の運用方法について情報提供となります。2,3年前になりますが、発展コースの中でオンラインを活用した学習支援の活動をしたいという団体さんがいて、タブレットを数台購入したり、パソコンについても学習支援員さんのスキルアップのために、どうしても必要だということで、事業の内容を見て補助を認めたケースがございました。

○山田委員長

坂田委員の回答の通り、申請内容に合わせて判断をするという形が最適でしょうか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでのご説明内容につきましては、今日の意見交換はまず手がかりとします。今後、また事務局で資料の修正や方向性をまとめていただく必要はありますが、今日、委員の皆さまにも、ご賛同というよりもご同意をいただけているところが多かったと思います。今後、実際に運用してみると、恐らく細かいところが本当にたくさん出てきて、案件ごとに、この場合はどうだということが、依然として多くなると思います。そうなった時の基本骨格としては、こういう考え方でいきましょうということがきちんと確認できるように、今後の議論をして参りたいと思います。

それでは、今後の考え方や見直しの方針については、以上のような意見交換とさせていただきます。引き続きご意見を伺いながら、方針づくりを進めて参りたいと思います。

それでは、今後のスケジュールと展開について、事務局から改めてご説明いただいたほうがよさそうですので、お願いできますでしょうか。

○事務局

では今後のスケジュールについて説明させていただきます。

資料3、令和5年度実施市民活動推進補助事業の採択までのスケジュールというものを画面共有させていただいております。

一番上の項目、本日が7月25日、第3回市民活動推進委員会となりまして、制度の見直しの方向性について、提示をさせていただきました。

本日いただきましたご意見をもとに、市民活動サポートセンターとも再度打ち合わせを重ねまして、内容を詰めていきたいと思っております。

それで今後の流れといたしましては、年内、あと2回の市民活動推進委員会を予定しておりまして、まず9月中旬に、本日いただいた意見を募集要項の案に落とし込んで、ご確認をさせていただければと思います。この機会でもまだ、十分皆さまからの意見を反映できるタイミングとなっております。

その後、11月上旬に第5回の市民活動推進委員会での意見を踏まえて、募集要項を確定させていきたいと思っております。その後確定させていただいた募集要項を可能であれば11月下旬ぐらいに、市内で周知いたしまして12月1日から募集を開始したいと考えております。

その後、年明けの1月12日木曜日まで、企画の申請を受け付けまして、1月の中旬にプレゼン冊子を作成いたします。その冊子につきまして、2月中旬の第6回市民活動推進委員会の中で冊子をもとに提案事業の確認と、公開プレゼンテーション・ヒアリングまでの間に確認しておきたい内容について、事前質問を行いますので、その調整をしていきたいと考えております。

その後、事前質問に対する回答を受けながら、来年3月18日土曜日に公開プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、その後、翌週3月22日から24日頃に評価会議として第8回市民活動推進委員会を行いまして、最終的には3月31日、今年度の最後に令和5年度の補助をする事業の決定をしたいと考えております。

今後のスケジュールとしては以上となります。また本日、なかなかこの場でご意見いただけなかったようなものがありましたら、随時、事務局の方で受け付けをさせていただきますので、メールでも電話でも直接でも構いませんので、ご意見ください。

どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。資料の3につきまして、ご質問がありましたらおっしゃってください。

いかがでしょうか。

各委員会の作業量ですが、例えば今回はガイドラインのようなものを示してくださって、これに対して意見交換をするということでもよかったと思います。ですが、募集要項の確定となりますと、いろいろと複雑な資料の確認等があると思います。次回に向けて事務局としては、その募集要項案、もうかなり現在の募集要項に近いものを作ってください、それが私たちの手元にくるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

事務局の画面を見てももらえればと思いますが、これが令和4年度事業を募集する際の冊

子になりますが、原則はこの形にすべて落とし込みをさせていただいて、資料構成はこれから考えますが、できればその横に、この部分をこう変えましたというような新旧対象表のような資料を一緒につければと思っています。その中で見やすいとか見にくいとか、こういう表現よりはこういう表現の方が良いといったことを、もしよろしければその場でご指摘いただくというのが、第4回の市民活動推進委員会になるかなと思います。再度いただきました募集要項に対して、第5回市民活動推進委員会で最終的に確定をしていくという議論を皆さまにお願いする作業になると思っています。募集要項の中に、団体に出していただく申請の様式や記入例も入っておりますので、先ほど坂田委員からもご意見いただきました少し団体さんによってわかりにくいところがあるとか、そういった部分についても少し補足できる部分、あとは当日のプレゼンの内容も団体さんによってばらつきが出るということもあるかと思いますので、少しその辺りの注意の促し方などについてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山田委員長

そうしますと、次回の9月中旬の予定が、結構作業が集中する委員会になるということです。皆さまには仮の冊子をご覧ください、中身について丁寧に議論していくという会議になるので、おそらく次回は、2時間くらいになる見込みです。そして11月の募集要項の最終確認については、もう少し議論の時間が短くなると思います。また、他の話題があればそれも含めて11月ということで、年度内にはその残り2回の会議になります。これに基づいて考えますと、プレゼンテーションの辺りも、今回の私たちの検討し考えた内容で募集をして審査をするという初めてのプレゼンテーション・ヒアリングということになります。この委員会の思いですとか、感想をうまく事務局とぶつけていただいて、うまく反映しつつ、補助ができるように、企画書とか内容を詰めていければと思います。よろしいでしょうか。

○零石委員

次回の委員会の日程はこれから提示されるのでしょうか。

○事務局

はい。ありがとうございます。

この委員会では大体2ヶ月か1ヶ月ぐらい前に皆さまに、日程の調整をさせていただいております。

もし必要ということでしたらなるべく早く予定を確定して参りたいと思いますので、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

まだ9月については、誰とも日程調整が行われていないという状況だと思います。確定までもう少しお待ちいただくのと同時に、ご自身のご都合を事務局にもお伝えくだされば、あわせて調整してくださると思います。よろしくお願いいたします。他にはご質問よろしいですか。

それではこれで議題1が終わりましたので、議題2のその他について事務局から連絡事項がありましたら教えてください。

○事務局

先日メールでも送りをさせていただきましたが、市民活動げんき基金補助事業に関しまして、令和4年度の補助を受けている一般社団法人4Hearts様より、市民活動推進補助事業変更承認申請書が提出されましたので、これから簡単に概要の方をご説明させていただきます。

まず、この団体の活動について簡単に説明させていただくと、スローコミュニケーションプロジェクトと称して、聴覚障害を初めとした社会的マイノリティーな人々に対し、情報発信やカウンセリング、社会と繋がる居場所づくりに関する活動を行っておりまして、障害の有無にかかわらず、対等にみんなが社会参加できる社会の実現を目指している団体でございます。

そして、この度提出された事業変更の内容ですが、スローコミュニケーションプロジェクトPR用の冊子の印刷というものをご希望されております。

市民活動げんき基金の補助金額全体としては変更がない形にはなりますが、内訳として、当初計上していた委託料のうち、1万1000円を印刷製本費に充てて、冊子を印刷するといった形で変更を希望されております。

市民活動げんき基金補助事業の制度上、団体のPRパンフレットなどの、自団体の活動PRにかかる経費も補助の対象としているため、事務局としてはこの変更を承認する方向で考えておりますが、委員の皆さまにおかれましては、いかがでしょうか。

事務局から説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

これは、今皆さまから異議があるかないかということを確認した方がいいのでしょうか。

○事務局

はい。この場で、皆さまから異議があるかないかを確認できればと思います。

○山田委員長

わかりました。

それでは、その必要があるということですね。この変更点については、まず、メール等で、資料は皆さまのお手元に届きましたでしょうか。その際、データはPDFの資料が届いたと思います。ご覧いただくと、印刷製本費用が4810円のものが、1万5810円ということで増額されています。総額から考えればそれほど大きな変更ではありませんし、規定上問題のない変更点という事務局見解でした。ご異議ある方は、おっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

ご異議なしということで、委員会としても変更を認めるということで決定いたします。

○事務局

では市民活動推進委員会様の方でも承認いただいたということで、事務の方は進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

○零石委員

質問よろしいでしょうか。

今回団体が委託料として、別の法人さんに費用を支出してますが、委託先の法人に団体の代表者や構成員は参加してない、関わっていないということで良いでしょうか。

○事務局

はい。ご認識の通りです。

○零石委員

委託されてる法人は、市民活動げんき基金補助制度の申請はしていないのでしょうか。

○事務局

はい。受託者というか委託の業務を受ける方は特に市民活動団体でなくても、民間の業者でも大丈夫でして、この法人は市民活動げんき基金補助制度の申請はしておりません。

○零石委員

はい。

わかりました。

○山田委員長

ご質問ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

次回の日程調整は、8月に入ってからということでよろしいでしょうか。

○事務局

そうですね。メールの方で日程調整をさせていただければと思います。

○山田委員長

皆さまの方に日程調整の連絡が届くと思いますので、ご協力お願いいたします。

その他で、委員の皆さまからの連絡事項や報告等ありましたら、お願いします。

それでは、他にご意見がなければ、今日の委員会は以上とさせていただこうと思います。事務局の皆さんもよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○山田委員長

皆さまお疲れ様でした。

以上をもちまして、第3回の茅ヶ崎市市民活動推進委員会を閉会させていただきたいと思
います。どうもありがとうございました。